

習志野市立図書館 ヤングアダルト資料の選定に関する基準

第1条 目的

習志野市立図書館資料の収集・保存に関する方針に基づき、ヤングアダルト資料の選定基準について定める

第2条 定義

習志野市立図書館が収集するヤングアダルト資料とは、ヤングアダルト（13歳から18歳の中高校生世代）が、日常生活や学校生活の中で持つ様々な興味・関心に応えられる資料とする。

第3条 選定基準

1. ヤングアダルトの心や体の成長発達に不可欠な知識と情報を得られる資料や、将来の進学や就職を考えるうえで参考となるような資料を選定する。
2. ヤングアダルトの精神的成長及び読書能力の個人差に留意し、出版社による児童図書と一般図書の区別に関わらず、幅広い視点から資料を選定する。
3. ヤングアダルトが興味を持つように各分野の基本的、入門的資料を選定する。
4. ヤングアダルトの関心に応えられるように、時事性や話題性を考慮した新鮮な資料を選定する。
5. 文学作品は、ヤングアダルトの視点に立って書かれているものや、ヤングアダルト世代の著作を中心に選定する。
6. ヤングアダルトが手に取りやすいように、資料の編集や装丁など、親しみやすい資料を選定する。
7. 学校や地域でのイベントなど、地域に密接した情報を収集するよう努める。
8. ヤングアダルトが自発的に作成した資料も収集するよう努める。
9. 図書館側の価値観の押し付けとならないよう努める。

第4条 収集の除外

次のものは収集から除外する。

1. 個人の学習を目的とした教科書、学習参考書、問題集及びこれに類する資料。
2. 特定業種への就職活動を目的とした情報誌、対策本及びこれに類する資料。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。